

千葉市動物公園湿原ゾーン整備基本設計業務委託仕様書

1 委 託 名

千葉市動物公園湿原ゾーン整備基本設計業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

3 目的

「千葉市動物公園リスタート構想」に基づく再整備として、令和5年度に湿原ゾーン・森林ゾーンのゾーニングと動線、施設配置計画などを検討し、基本計画を策定した。本業務は、基本計画において定めた基本的な内容に基づき、設計条件との整合を図り、技術的及びデザインの、経済的な見地から設計の指針を明らかにし、実施設計に向けて、湿原ゾーンの骨格となる施設配置、諸施設の形状、植栽等について概略設計を行うものである。

4 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下「発注者」という。）が発注する「千葉市動物公園湿原ゾーン整備基本設計業務委託」を受注した者（以下「受注者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書及び別添特記仕様書に基づき業務を行うものとする。

5 業務の指示及び監督

- (1) 受注者は、本業務を施行するにあたり、発注者が別途定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

6 委託業務の内容

- (1) 湿原ゾーン整備に係る基本設計
 - ・ 建築（総合・構造）、電気、機械設備基本設計
 - ・ 造園土木基本設計業務内容の詳細は別添「造園土木設計特記仕様書」及び「建築設計特記仕様書」を参照すること。

(2) 対象エリア（別添：位置図 参照）

湿原ゾーン 約1.1ha（現鳥類・水系ゾーン）

※令和6年度中に現況測量の実施を予定している。

(3) 主な計画施設

・新規施設整備

ア ハシビロコウ

放飼場 735m²、屋内展示場 60m²、寝室 50m²

イ ヘビクイワシ

放飼場 160m²、寝室 20m²

ウ カピバラ

放飼場 830m²（水場含む）、寝室 110m²

エ ビーバー

放飼場 305m²（水場含む）、屋内展示場 14m²、寝室 20m²

エ カラフトフクロウ

放飼場 95m²

オ ショウジョウトキ

放飼場 130m²（水場含む）

・既存施設改修

ア コツメカワウソ

放飼場 136m²（水場含む）、サブパドック 49m²、寝室 12m²

イ スナドリネコ

放飼場 288m²（水場含む）サブパドック 56m²

ウ 水禽池

放飼場約 500m²（水場含む）

(4) 整備方針（テーマ・コンセプト等）

別添「千葉市動物公園湿原ゾーン・森林ゾーン整備基本計画（抜粋）」のとおり

7 技術指導者の配置

設計全般の技術指導者を1名配置すること。なお、技術指導者は発注者が指定することとし、報償費等は本委託費に含むものとする。技術指導者との打ち合わせ回数は10回程度（オンラインを含む）を想定している。

8 納入成果品

(1) 湿原ゾーン整備基本設計

ア 基本設計図

イ 基本設計説明書

ウ 照査報告書

エ 鳥瞰図または透視図

オ 成果品を記録した電子媒体（CD-R または DVD-R）

※上記の他、発注者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出すること。

9 業務を進めるうえでの留意事項

- (1) 採択された企画提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。
- (2) 受注者は、業務を進めるにあたり、段階的な方向性を整理する際には、それまで実施した調査・検討結果などについて、一定の成果を取りまとめ、中間報告として発注者に提出し、了承を得るものとする。また、中間報告の主な時期については、12月を予定している。なお、提出日などの詳細については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 基本設計に関する庁内外の会議や、翌年度の予算編成時において、業務進捗状況についての報告を求められた場合は、必要な資料を速やかに作成し、報告するものとする。
- (4) 監督員は、業務担当課である動物公園から選任する。

10 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、関係法令、規則等を遵守すること。

11 権利関係

- (1) 本業務における成果物の取扱い
 - ア 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権はすべて発注者に帰属する。
 - イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 著作権・知的財産権の使用
 - ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - イ 上記に関わらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

12 発注者が提供（貸与）できる資料等

- ・ 各種（既存施設）図面類
- ・ 千葉市動物公園リスタート構想
(<https://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/dobutsukoen/restartkoso.html>)
- ・ 千葉市動物公園湿原ゾーン・森林ゾーン整備基本計画（案）概要版（抜粋）
- ・ 市保管の書籍等
- ・ 日本動物園水族館協会飼育ガイドライン

- ・世界動物園水族館協会動物福祉規定
- ・その他（業務に必要なデータ等）

13 その他

- （１）この業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- （２）本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務の進捗状況の報告を求めることができるものとする。

添付資料

- ・位置図
- ・千葉県動物公園湿原ゾーン・森林ゾーン整備基本計画（抜粋）